

見附市告示第8号

見附市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年2月7日

見附市長 稲田 亮

見附市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市移住支援金交付要綱（令和元年見附市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に該当するもののうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

第4条中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「各事項」の次に「及び同条第2項の規定」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

（宛先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市移住支援金交付申請書

見附市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、見附市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
世帯主及び世帯員の全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（就業の場合のみ記載）		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
見附市への移住の意思について（テレワークの場合のみ記載）		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期 間	就 業 先	就 業 地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（                      ）

※添付書類

【必ず必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②別紙1（誓約事項）、別紙2（個人情報取扱）
- ③移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯員分を含む）
- ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

<雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑤東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合>

- ⑥開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ⑦個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

<東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合>

- ⑧卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ⑨東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

<要件を満たす就業をした場合>

- ⑩就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

<要件を満たす起業をした場合>

- ⑪起業支援金の交付決定通知書の写し

<テレワークの要件に該当する場合>

- ⑫所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）

<見附市が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>

- ⑬当該関係人口であることを証する書類等

管理コード（新潟県及び見附市使用欄）	
--------------------	--

(様式第1号別紙1)

見附市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、見附市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに見附市町村に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額
    - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(様式第1号別紙2)

新潟県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び見附市は、新潟県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び見附市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び見附市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の見附市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。